

確定申告は お早めに

申告と納税は3月15日まで



期間は2月16日からです

贈与税

60万円を超えたら
忘れずに申告を

贈与税は、昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの一年間、贈与を受けた財産の価格の合計額が六十万円を超えたときに申告が必要となります。

贈与税の申告が二月一日から、また所得税の確定申告が二月十六日から始まります。いずれも申告期限は三月十五日までですが、期限が間近になると窓口の混雑が予想され、落ち着いて相談できないことがあります。申告は、できるだけ早めに済ませましょう。

なお、二月十六日から始まる住民税の確定申告については、次号でお知らせします。

す。税額は、基礎控除額(六十万円)を差し引いた残額に税率を掛けて計算されます。

贈与を受けた財産の評価額や贈与税の計算、贈与税の特例などで、わからないことがありましたら、お気軽に新津税務署(電話22-151)へお問い合わせください。

所得 税

確定申告をしな
ければならない人

〈事業所得や不動産所得などがある場合〉

一年間の所得金額の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超えている人

①給与の年収が千五百万円を超える人

②給与所得や退職所得以外の所得の合計が二十万円を超える人

③給与を二か所以上からもらっている人

万円の未納(改正前九十二万円未満)であれば、配偶者控除と配偶者特別控除の適用を受けることができます。また、給与および内職などによる収入が百万円を超えても、百三十五万円未満であれば、配偶者特別控除の適用を受けられます。



100万円までは
非課税となります

なお、事業所得や不動産所得、山林所得のある人で、確定申告書を提出する人は、取支内訳書を添付しなければなりません。

申告すると所得税が還付される人

確定申告をすると、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

①マイホームをローンなどで取得した人

②多額の医療費を支払った人

③災害や盗難に遭った人

④年中途中で退職し、再就職していない人

にせ税理士にご注意ください

納税者の依頼による税務代理、税務書類の作成、税務相談は、税理士の資格がないとできません。

ところが、確定申告の時期には、税務書類の作成などを税理士に依頼される方が多いことに便乗して、税理士の資格のない人が申告書の作成などを行うことがあります。

「にせ税理士」は、法律に違反するだけでなく、依頼した人に迷惑をかける結果になることが多いのでご注意ください。

パート・内職をする皆さんへ 百万円まで非課税に

このたび、給与所得控除の最低控除額の引上げなどによる減税(いわゆるパート減税)が実施されました。

最低控除額を65万円に引上げ

今回の改正では、まず、給与所得控除の最低控除額が従来の五十七万円から六十五万円に引き上げられました。

同時に、内職所得者の場

合も、その所得区分が事業所得または雑所得となるものと同じ減税が受けられるよう、特別の見直しが行われました。その結果、家内労働者などの事業所得または雑所得にかかる必要経費の最低保証額も、これまでの五十七万円から六十五万円に引き上げられました。

この結果、パートタイマーなどの給与所得者や内職などをする家内労働者の

また、年間の配偶者の給与や内職などによる収入金額が、百二十七万円未満の場合に、配偶者特別控除の適用がありました。これが百三十五万円未満に引き上げられました。

具体的には、給与および内職などによる収入が、百

『新津市史』資料編第三巻

予約申込みを受け付けます



新津の歴史を集大成した「新津市史」

このたび、『新津市史』全八巻のうち、資料編第三巻(近世二)が刊行されることになりました。

『新津市史』は、その編さんが総合的な視点で調査、収集された幅広い資料を基に行われており、新津市の歴史の集大成ともいえるものです。

今回刊行される資料編第三巻には、新津市地域の江戸時代の農業や石油など産業の変遷や、宗教・文化の



海津嘉輔さん

初めての献血
終ってホッとした

これまで人には献血を勧めてきましたが、自分で献血するのは初めて。少しどころか、大いに心配しました。

終ってホッと、痛くもないし、これで少しは人前です話することができる、これが実感でした。



光井光磨さん

これからも献血に
協力していきたい

今回が、二回目の献血です。日ごろ世の中に対して奉仕するとういことが、なかなかできませんが、献血は割と気軽にできる大切な奉仕だと思っています。

これからも献血事業に積極的に協力していきたいと思っています。

ら図書館で現金引換えてお渡します。

※既刊『新津市史』資料編第一巻(原始・古代・中世)、資料編第二巻(近世一)、資料編第四巻(近現代一)の在庫があります。この機会にぜひお求めください。

資料編第一巻：体裁A5判、約500ページ、1部4500円

資料編第二巻、第四巻：体裁A5判、約1000ページ、1部4500円

申込先：市史編さん室 電話24-15599 または図書館(電話22-10097)へ。

なお、限定販売です。お早めにお申し込みください。頒布：三月一日(木)から

社会教育 関係団体 登録申請受付中

平成二年度の社会教育関係団体および社会福祉関係団体の登録申請を受け付けています。この申請を行うに、審査を通ると「登録団体」として、市の施設(市民会館、視聴覚センター、勤労青少年ホーム、荻川地区公民館、本町二番館など)を使用することができます。

社会教育、社会福祉関係の事業を主として実施している団体は、必要な書類を添えてお申し込みください。

申請書は、社会教育課に用意してあります。

登録を希望する団体は、二月二十八日(水)までに

次の要領でお申し込みください。

□申込先：社会教育関係団体は社会教育課(市民会館内、電話22-9666)、社会福祉関係団体は社会福祉事務所(電話24-12111内線231)へ。

□必要な添付書類：団体の会則、事業計画、予算書、その他の参考資料(名簿など)。

なお、社会教育関係団体とは、次のような団体であることをこと。

①公の支配に属さない団体であること。

②継続的かつ計画的に社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、事業の成果が期待でき、かつ次の行為を行わない団体であること。

・営利を目的とした事業またはこれに類する行為

・特定の政党の利害に関する政治活動

・公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、またはこれに反対するなどの政治活動

・特定の宗派を支持し、または教派、宗派もしくは教団を支持する宗教活動

・その他、公序良俗に反する行為

お買物、ご用命は市内で

動物も家族の一員です。

診療時間
平日 AM 9:00~12:00 外來受付
PM 1:00~3:00 手術時間
PM 3:00~6:30 外來受付
土曜日 AM 9:00~12:00 外來受付
PM 1:00~3:00 外來受付
日曜日 診察(予約) AM 9:30~11:30 外來受付

院内
●犬・猫・小鳥・小動物診療
●内分科
●皮膚科
●犬 人工授精科
●動物コンサルタント
●処方食・フード
●グルーミング
●ホテル

秋葉公園 至五泉 秋葉公園入口

小島動物病院 秋葉2丁目(秋葉公園入口) Phone 24-2223

お買物、ご用命は市内で

心に残る旅を...

個人、団体、船、飛行機、ホテル、観光タクシー
旅の専門店へ御相談下さい。

日本鉄道旅行社
TEL 0250-22-0951

襪、壁、障子、天井、カーテン
ブラインド、カーペット、クッションフロア
美術衣装、額、掛軸

表具一心堂
本町3 電話 22-2035